平成２３年（フ）第７３８号
栃木県日光市倉ヶ崎743番地16、破産開始決定時の住所栃木県日光市川治温泉川治22番地
破産者　石山　文子
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７３９号
栃木県日光市倉ヶ崎743番地16、破産開始決定時の住所栃木県日光市川治温泉川治22番地
破産者　石山　郁子
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７４７号
栃木県宇都宮市今泉町2996番地２
破産者　亀井　詩穂
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７８２号
栃木県下都賀郡壬生町大字安塚2003番地８　バリュージュ安塚Ｂ棟102号、前住所栃木県下都賀郡壬生町元町６番11号　ラークＡⅡ202
破産者　小林　　誠
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７１８号
埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松３丁目２番28号
破産者　株式会社千草園
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７８７号
埼玉県草加市新栄町424番地
破産者　株式会社成田工務店
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３８３号
山梨県北杜市明野町小笠原5956番地１
破産者　株式会社ロックス
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３５８号
山梨県甲府市上町588番地の５
破産者　有限会社ジエルクラフト
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３号
京都府舞鶴市字浜245番地
破産者　株式会社白糸
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２３年（フ）第２２号
京都府綾部市大島町沓田27番地の４
破産者　株式会社コロンブス
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２３年（フ）第６０６号
兵庫県加古郡稲美町国岡320番地の５
破産者　有限会社藤田電気商会
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６３４号
兵庫県姫路市神田町４丁目16番地
破産者　株式会社カンダ
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１４４４号
福岡市南区長丘３丁目17番５号
破産者　株式会社ヴェッツ
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８１号
北海道室蘭市白鳥台５丁目48番５号
破産者　有限会社北海道第一産業
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第２２４号
福島市町庭坂字笠松24番地
破産者　丸森工業株式会社
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３６４号
福島市山口字文字摺55番地３
破産者　有限会社福島道路切断
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１３５４号
東京都清瀬市下宿１丁目199番地10
破産者　株式会社滉成テクノ
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３５５号
東京都清瀬市中里３丁目1000番地10
破産者　福田　　修
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２１２９号
横浜市緑区いぶき野８番地27
破産者　株式会社ナガネ
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４８号
新潟県上越市大潟区土底浜1147番地１
破産者　株式会社明月堂
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第５８５号
岐阜県養老郡養老町高田2990番地の４
破産者　株式会社エス・エス・ケー
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５１０号
岐阜市萱場南２丁目５番地１　北川ビル102、住民票上の住所岐阜市秋津町８番地４
破産者　三宅新聞舗こと　三宅　　亮
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

第明治三二十種五郵便物認可